（旧技能実習生を対象として育成就労を行わせることが相当である場合等）

第五条　改正法附則第十一条第一項ただし書の主務省令で定めるものは、次に掲げる場合に該当するものとする。

一　従前の技能実習計画（技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。以下同じ。）に定められていた技能実習（技能実習法第二条第一項に規定する技能実習をいう。以下同じ。）の目標に係る技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）若しくは技能実習評価試験（技能実習法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）と同一の試験又はこれらに相当する試験が、育成就労評価試験（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第八条第三項第六号に規定する育成就労評価試験をいう。以下同じ。）として指定されていない場合

二　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が、移行対象職種・作業（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号。以下「技能実習法施行規則」という。）第十条第二項第一号ロに規定する移行対象職種・作業をいう。以下同じ。）に係るものでない場合であって、当該技能が育成就労産業分野（育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野をいう。）に属する技能と同一又はこれに相当するものでないとき

2　改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次項に定める技能に該当しない技能を要する業務に従事することが育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から相当と認められることとする。

3　改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三第三号イの主務省令で定める技能は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める技能とする。

一　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の目標に係る技能検定若しくは技能実習評価試験又はこれらに相当する試験が育成就労の目標に係る試験として育成就労計画（育成就労法第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。以下同じ。）に定められている場合　当該育成就労計画に定められている育成就労の目標に係る技能検定又は育成就労評価試験に係る技能

二　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が移行対象職種・作業に係るものでない場合であって、当該技能が育成就労計画に定められている育成就労の内容に係る従事させる業務において要する技能と同一の技能又はこれに相当する技能であるとき　当該従事させる業務において要する技能

附　則

この省令は、改正法の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

○法務省・国土交通省令第一号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第三項及び第十四条第三項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

国土交通大臣　中野　洋昌

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年法務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技術的確認） **第二条**　法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号の債務名義又は同項第二号の公正証書若しくは施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された報酬返還請求権等に関し、同項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号の債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録を添付しなければならない。 3　（略）	（技術的確認） **第二条**　法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正証書若しくは施行規則第七条に規定する私署証書に記載された報酬返還請求権等に関し、同項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号に規定する債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号に規定する公正証書の謄本又は施行規則第七条に規定する私署証書を添付しなければならない。 3　（略）